

トラ・ゾウ保護基金

中期戦略 2020－2022（2020.11～2023.10）

I JTEF 設立以来の事業および組織の展開

設立から第3期（2009.10.20～2011.10.31）： 従来からのトラ保護基金、ゾウ保護基金への寄附者からの支援を盤石なものとし、その範囲で生息地における保護活動に最善の支援を行うことに専念した。加えて、日本に生息するイリオモテヤマネコ保護のための調査・政策提言活動を JTEF 直轄の事業として新たに開始することによって、野生生物の生息地における保護活動の意義に対する人々の理解と参加をさらに広めることを目指した。以上の取り組みは、活動範囲と活動目標をしぼったこともあって、その範囲では、十分な成果をあげることができた。

第4～6期（2011.11～2014.10）： 事業については、イリオモテヤマネコ保護に関する直轄事業に交通事故防止夜間パトロールおよび「ヤマネコのいるくらし」授業の活動を加え、事業拡大をはかった。また、西表島内だけでなく、次世代をにらんだ野生生物保護の教育普及を本格的に開始した（上野動物園とのコラボ事業である「うえのトラ大使」など）。広報については、個人の寄附者を拡大するための様々な試みを行った。さらに、事業拡大が進む中で、活動範囲・活動目標・組織をこれ以上拡大せず堅実な運営をしていくのか、さらに拡大する道を選ぶのかについての検討も並行して行われ、結論として小幅な拡大を目指すこととされた。

第7～9期（2014.11～2017.10）： 事業については、アフリカゾウの密猟激化を受けて日本の象牙市場閉鎖に向けた調査・政策提言・教育普及活動を大幅に強化し、2016年9月の CITES 締約国会議における国内象牙市場閉鎖決議の採択に貢献できた。イリオモテヤマネコ保護では、イリオモテヤマネコ発見50年を大きなトピックと位置づけ、竹富町に働きかけて「イリオモテヤマネコの日」の条例制定を見た。その初年である2016年4月15日に第1回「イリオモテヤマネコの日」のイベントを竹富町と共催で実施した。組織についても、西表島に職員が常勤する支部を設置し（JTEF 西表島支部やまねこパトロール）、生息地保護活動に初の直轄の拠点を構えた。国内象牙市場閉鎖に関する調査・政策提言活動とイリオモテヤマネコ保護のための生息地での保護活動の活発化は、その内容自体、JTEF の独自性が発揮されたものとして評価でき、さらにメディアで頻繁に取り上げられなど社会への影響の点でも大きな成果があった。

第10～12期（2017.11～2020.10）： 第10～12期（2017.11～2020.10）には、国内象牙市場閉鎖と（特にイリオモテヤマネコ保護の観点からの）西表島のオーバーツーリズム&世界自然遺産登録推薦に伴う諸問題を重点事項に設定して取り組んだ。

国内象牙市場閉鎖については、重要なイベント（2017年11月 CITES 常設委員会、2018年10月 CITES 常設委員会、2019年 CITES 締約国会議）において、JTEF は欧米、アフリカ等の NGO と協力して主要国へ働きかけ、日本の象牙市場閉鎖に向けて一歩また一歩と前進した。国内では WWF ジャパンが政府に市場閉鎖を求めることとなり、民間企業においても象牙製品販売を禁止する大手小売業者が続出、象牙市場維持を積極的に支持するメディアも皆無に等しく、

政府と業界関係者の国内での孤立が進んだ。そして、2020年1月には、東京都が「象牙取引有識者会議」を立上げ、2020年10月に予定されたCITES常設委員会（ここで、日本政府の対応が議論される予定だった）と相まって、象牙市場閉鎖問題は最終局面へと向かうと予想された。しかし、新型コロナウイルス蔓延を受け、東京都の有識者会議の会合は2月以降まったく開かれず、常設委員会も延期され、国内象牙市場閉鎖には進捗が見られない状況である。

一方のイリオモテヤマネコについては、支部やまねこパトロールと本部が一体となって、具体的なオーバーツーリズム対策の具体的な提言を国、県、町に対して高い密度で行い、世界自然遺産登録推薦を評価するIUCNに報告書を提出して直接的な提言を行った。こうした活動は、その後西表島で進み始めた、オーバーツーリズムに備える社会的仕組みづくりの動きを生じさせるうえで重要な役割を果たしたといえる。また、やまねこパトロールの地域への浸透も着実に進みつつあり、国、県、町の関係機関との対等な形でのパートナーシップも形成されつつある。他方、世界自然遺産への登録が実際に認められるかどうか（認められるとした場合の、そのタイミング）は、西表島社会の変化の速度、それに伴う人間活動の自然へのインパクトの強度に大きな影響を与えると予想された。このように、活動の重点事項とした国内象牙市場閉鎖と西表島におけるオーバーツーリズム対策は、12期の後半（2020年春～秋）にかけて大きな山場を迎えようとしていたが、新型コロナ禍によって、重要な動きがことごとく停止する事態となった。特に西表島においては、今後の観光利用がどのように推移していくのか、現時点では正確な予測が困難な状況にある。

他方、西表島では浦内橋架替事業、上原土地改良区における灌漑事業という沖縄県による公共事業が開始されている。特に前者は、工期12年が予定される島としては大規模な工事を伴い、大型の工事車両がヤマネコの交通事故の多い区間を走ることになる。島の暮らしに必要なインフラ整備を実現しつつ、ヤマネコを含む自然生態系への影響を最小限にすべく、県との協議を開始している。

II 第13~15期（2020.11~2023.10）で目指す事業の展開と活動資金の確保

1 新型コロナウイルス蔓延によってもたらされた「ニューノーマル」期における活動方針

新型コロナウイルス蔓延の影響による健康、日常生活、経済への被害は世界中に広がった。人間活動全般が大きく停滞した結果として、野生動物にも大きな影響が及びつつある。国内で社会的な影響が広く出始めた2020年3月頃から数カ月及び社会経済活動の停滞は、野生動物にとって吉ともなり凶ともなっているようである。

しかし、これからの数年間は、野生動物保護にとって混乱と一層の試練の時期となる可能性が高い。分布を広げる動物を元の場所へ押し戻そうという人間側からの圧力が各地で強まり、分布が広がった場所を中心に野生動物への弾圧とも呼べる現象が頻発するであろう。発展途上国では農村部で経済的に困窮した人々がこれまで以上に生息地に入り込み、その環境が悪化するであろう。観光収入を大きな財源として野生動物保護を強化してきたアフリカ諸国などは、戦略の見直しを迫られる。野生動物取引は縮小傾向に向かうものの、監視の低下による密猟、違法取引は地域によっては増加し、また「野生動物はマイナスだけでなく、プラスも生む」と象牙取引等、金銭的利益を生む取引を正当化する動きも強まる。野生動物保護活動は、寄附収入の減少によって弱体化することが懸念される。

世界は、これからも続く苦難の原因が、地球の各所で進化、多様化してきた自然生態系の攪乱にあること、その状態を修復するためには人間活動の「広がり」と「濃さ」を大幅に低下させざるを得ないことを肝に命じ、人間と野生の生きものがこの地球で共存するための長期ビジョンを描き直す必要がある。「ニューノーマル（新しい生活様式）」のあり方も、この長期ビジョンを基盤にイメージされなければならない。この「ニューノーマル」期における JTEF の活動方針については、次のように考えられる。

- 基本方針＝理念のもとに 3 つの柱を実行すべきことに何ら変わりはない。人類の生存基盤を維持するためにも、人間は野生生物の世界に介入し過ぎることがあってはならないという JTEF の理念が「より響く」こととなり、これまでよりもさらにダイレクトなメッセージの下に活動が展開できる可能性がある。
- 基本方針に基づく具体的な活動については、「新しい日常」において生じた新たな好機を最大限生かすことに注力しつつ、従来の活動分野に専念し、従来どおり確実に保護利益（保護されることによって野生生物自身が受ける利益およびそれを通じて現在および将来の人間が受ける利益）をあげることを重視する。ただし、従来の活動分野の延長線上に位置づけられ、しかも「ニューノーマル」期に JTEF が成果をあげられる可能性がある案件があれば、そこに多少の力を割く。野生生物保護に関わる世界の動きにおいては、「新しい日常」期の資金難から、実際に見込める保護利益よりも、マーケティング・コミュニケーション（団体のブランド地位の向上や寄附増大を実現するための活動）を重視した活動展開に傾斜する傾向もみられるが、JTEF はそれとは一線を画す。
- 野生動物と共存するために地域住民への配慮をいっそうきめ細かくし、短期的には一歩引いた活動展開を心がける。今後、発展途上国の現場などでは土地利用を巡る人と野生動物とのトラブルが深刻化し、保護活動への反感が生じる懸念があるからである。日本国内においても、経済活動の後退によって個々人の意識が自らの生活条件の維持に集中する状況が高まり、その結果、野生生物保護の訴えに対する不快感が立ち現れるおそれがある。
- 保護活動の実践においては、その進捗が従来よりもペースダウンせざるを得ないことに留意する。ニューノーマル期には人の移動、接触が大きく制限される。特に、インドの生息地保護の現場では、2020 年 10 月時点で活動に深刻な停滞が生じており、状況打開の見通しは容易に立たない。
- 教育・普及活動、広報、寄附募集の活動についても、不特定多数の人が参集するリアルの場でのイベントは、当面開催が見込めず、再開されたとしても従来よりも低密度なものとなると考えられる。そこで、バーチャルなコミュニケーションを工夫することによりダメージを最小限にとどめ、さらにピンチをチャンスに変えられるよう積極的な対策を進める。

2 第 13~15 期における基本方針：理念にもとづき、野生生物保護活動 3 つの柱を実行する。

- JTEF は、野生生物保護の理念（別紙 1）にもとづき、人と野生の生きものとの共存を目指す社会を実現するために、野生生物保護活動 3 つの柱を、イリオモテヤマネコ、ゾウ、トラそれぞれについて実践する。
 - ① 野生生物が人為的な脅威によって危機にさらされている「**生息地における保護活動**」
 - ② 野生生物の生息地の外であっても、一人一人が人と野生の生きものとの共存に向かって行動するための「**野生生物保護に関する教育・普及**」

③ 人と野生の生きものとの共存を公共政策の要とするための「野生生物保護に関する政策提言」

3 重点事業

第13~15期（2020.11~2023.10）においては、以下を重点事業とする。

- ・国内象牙市場の閉鎖
- ・「ニューノーマル」期の西表島における、やまねこパトロールの持続的な活動基盤を確立しつつ、ヤマネコの交通事故対策と公共工事による生息地への影響防止のための行政への提言を実施
- ・「ニューノーマル」期において混乱が予想される、中央インド・ティペシュワール保護区におけるトラ保護プロジェクトの安定的実施／南インド・ケララ州におけるゾウ保護プロジェクトの開始・安定的実施
- ・日本で政策的な支援を受けてきた野生動物利用産業がメインプレーヤーとなっている、野生動物市場閉鎖の提起

4 重点事業の具体的な展開について

4.1 国内象牙市場閉鎖

2016年のCITES CoP17で採択された国内象牙市場閉鎖決議の履行が各国に求められている。2019年のCoP18で採択された決定は、日本を含む未閉鎖国に対して、自国の象牙市場が密猟や違法取引の一因とならないと保証できるだけの措置をとっていることを報告するよう求めている。この報告に関する審議はCITES常設委員会で行われることになっているが、新型コロナ蔓延のために10月に予定された会議は延期されている。

一方、2020年1月に設置された東京都の「象牙取引に関する有識者会議」は、国内象牙市場の中核をなす東京都における将来的な象牙取引禁止の可能性への期待を持たせるものであった。しかし、最初で最後となった1月の第1回会合の後、新型コロナウイルス蔓延のために会議は持たれていない（2020年10月14日現在）。東京オリパラが2021年に延期され、その開催のあり方、さらには実施の是非にも疑問が呈される中、果たして東京都がこのイニシアチブをどれほど精力的に進めるのかは不透明である。

このように、この問題の大きな前進は、2021年に、最悪の場合次回締約国会議のある2022年に持ち越されるおそれもある。JTEFとしては、いつでも好機に即応して効果的な政策提言ができるよう、調査、評価、情報発信を怠りなく継続し、さらに、海外のパートナーと協力して政府、東京都の市場閉鎖に向けた動きを創り出すためのキャンペーンを展開する。

4.2 「ニューノーマル」期のイリオモテヤマネコ保護における、やまねこパトロールの持続的な活動基盤の確立

支部やまねこパトロールは、日々の活動実績の蓄積、活動成果の地域との共有、政策決定者への影響力拡大など、すべての面で急速に成長しつつある。ヤマネコの生息地開発や生息環境の攪乱に対する監視とともに、活動の柱となっている夜間パトロールは、住民参加による現場活動にして継続的なモニタリング活動（交通量、スピード等）として定着している。同じく「ヤマネコのいるくらし授業」は、文字通りの出前授業から大きく発展を遂げ、学校の教員が中心となって

定期的に行う学校授業をやまねこパトロールが補助するという、より教育現場が自立し、自律的な形で展開するようになった。これらに加え、西表島等の世界自然遺産推薦がなされたこの数年間は特に、条例制定を含め、オーバーツーリズムの悪影響を阻止するための仕組み作りを行政に働きかけてきた。世界遺産登録は、西表島の自然と社会に大きな影響を及ぼす重大事であり、特に観光客の増大とそれに伴う施設整備は島の自然生態系に多大な影響を与える可能性があるからである。日本政府は、2017年2月に行った推薦を2018年6月に取り下げたものの、2019年2月には再度推薦を行っていたが、その後の新型コロナウイルス蔓延により、2020年の世界遺産委員会が延期になり、西表島の世界自然遺産への推薦の今後の行方は不透明な状況にある。

これからの「ニューノーマル」期においては、島の経済活動、とりわけ観光業の業績後退に追い打ちをかけるような新たな規制の導入に対して強い拒絶反応が出るおそれがある。その一方で、「ニューノーマル」期においても、海外旅行の代替えとして国内旅行者が増加するおそれは強く、さらに将来的にアジアからの海外旅行が開かれた場合には、「リベンジ・トラベル」でインバウンド客が殺到するおそれもある。JTEF とやまねこパトロールは、観光に関する産業政策と需要の動向、それに伴う島の社会経済活動への影響と島民の反応に対してより鋭敏になり、理念を堅持しつつ順応的に、地域におけるリーダーシップを発揮しなければならない。

やまねこパトロールは、JTEF から独立して名実ともに現場を拠点とする自然保護団体＝JTEF の現地パートナーとして発展するための準備過程にあるが、それが実現すれば、JTEF はやまねこパトロールへの支援をいっそう強化する必要がある。

4.3 「ニューノーマル」期における混乱が予想される、中央インド・ティペシュワール保護区におけるトラ保護プロジェクトの安定的実施／新型コロナウイルス禍によって開始が遅れた、南インド・ケララ州におけるゾウ保護プロジェクトの開始・安定的実施

JTEF の生息地支援は、その支援方針（別紙 2 参照）に基づき、地域住民、地域コミュニティの各組織、州レベルの森林局と協働するプラットフォームを通じての合意形成と科学的データに基づく、保護の仕組みとそれを機能させる手順を、野生生物保護行政および地域社会に組み込んでいくことを狙いとしている。したがって、1つのフィールドに一定の年数をかけた継続的支援が必要となる。その一方、活動成果が表れ、地域の行政と社会が自律的に動き始めるに至れば、プロジェクトはその使命を果たしたものと考え、新たな活動フィールドを模索しなければならない。JTEF の支援は、規模が小さくとも、未だ保護の手が差し伸べられていない生息地にパイオニア的にかかわっていくことを方針としているからである。

この方針の下で、2018年に中央インド・マハラシュトラ州のティペシュワール野生生物保護区でトラ保護プロジェクトを開始したが、もともとトラと住民とのトラブルが深刻な場所であり、手探りでプロジェクトの定着を試みていたところであった。そこへ今回の新型コロナ蔓延に伴う全国的ロックダウンが実施され、現場での活動が中断する事態となった。また、インドのゾウ保護プロジェクトは、南インドのケララ州で2020年当初には開始できる見通しとなっていたが、それが停滞する結果となった。インドは、2020年10月14日現在、世界で2番目に感染者数が多く、1日当たりの新規感染者数は世界一である。

もともと、インドのプロジェクトは、余裕のない土地をどのようにして野生動物と人間が分かち合うかという、両者のぎりぎりの共存関係を追求するものである。新型コロナが蔓延するインドの多くの地域で、人間活動の減少によって野生動物がその圧力から解き放たれ、分布を広げる

状況にあることが報じられている。このように予期せず、極めて短期的に野生動物と人間の土地利用におけるパワーバランスが変化したことにより、近い将来人間活動がリバウンドした際に野生動物とのトラブルが激化することが予想される。地域住民の野生動物保護活動に対する信頼を損なわないよう留意しつつ、現地パートナーWTI とのコミュニケーションを密にして、野生動物の生息地確保のさらなる前進を目指す。

4.4 日本において政策的な支援を受けてきた野生生物産業がメインプレーヤーとなる（象牙以外の）野生動物市場閉鎖の提起

JTEF には、第3期まで実施した野生生物犯罪の情報収集・分析を行う“JUSTICE プロジェクト”、前身団体である JWCS 時代に手がけたべつ甲取引、熊胆取引、エキゾチックアニマルを含む野生動物違法取引問題への取組みの経験がある。新型コロナ蔓延によって、野生動物取引の問題の根の深さが社会に知られるようになりつつある中、国内象牙市場閉鎖への取組みとのシナジーを意識しつつ、「世界の中における日本」という観点から特に問題の大きい野生動物市場の問題について一定の取組みをしていく必要がある。

5 教育・普及、広報について

2019年度にウェブサイト进行全面改訂し、利用者にとっても管理者にとっても非常に使い勝手の良いものとなったが、さらなる積極活用が必要である。

新型コロナ禍を受けて、リアルの場合におけるイベントが困難になり、「ニューノーマル」時代にはコミュニケーションの場がインターネット上のバーチャル空間にますます移行していくと考えられる。内外の NGO もこの環境変化に順応しようとしている。このような対応は、やむを得ない代替策というだけでなく、これまでよりも地理的に広く、かつ多数の人々の参加を得られる可能性を秘めているなど、積極的に評価すべき面も持っている。そこで JTEF も、リアルの場合におけるイベント（実行委員会主催のチャリティー・パーティー、各種イベントへのブース出展、総会時の交流会など）の再開を期しつつ、インターネットを活用したバーチャル・イベントを積極的に展開する。

会報については、従来、年次報告書（法人、3基金別の4種）、年1回の3基金別通信、年1回の統合版通信（“Achievement”）を発行してきた。しかし、2019年度の6月発行の3基金別通信は、ボランティア参加による発送事務の省力化のため、1本化した。これも新型コロナウイルス禍への対応である。年次報告書の発行の仕方に関しても、4種の冊子の1本化を含め検討する必要がある。

6 活動資金の確保について

新型コロナの影響を受ける以前の2018年度までは、活動が広がり、深まることに比例して活動資金の支出も増加する傾向にあった。さらに、“7”で述べるとおり、近い将来、スタッフを確保して西表島事務局の体制を強化することも必須である。

しかし、こうした需要に反し、財政面では暗い兆しがある。2020年度の個人寄附は、トラ、ゾウ、ヤマネコすべてについて少なからず減少した。また、新型コロナウイルス蔓延のために3月以降の会場型イベントはすべて中止となり、例年 JTEF に80万円以上の寄附実績がある「野生動物サポートグッズ結」からの寄附も、チャリティー実行委員会からの寄附もゼロとなった。助成

金に関しても、ショッピング・カードの売上を財源とする助成金は、年々助成額を減少させてきたが、2021年度は新型コロナの影響で大きく落ち込む可能性がある。

今後の方針としては、かつての寄附者の掘り起こし、オンライン等でのサポートグッズ販売強化を「結」に依頼すること、現在得ている国内助成金を継続すること、新規の国内助成金の獲得を目指すこと、(イリオモテヤマネコについて)竹富町、沖縄県、環境省等の行政機関からの補助事業・請負事業を、(やまパトの理念・目的・自主事業との一貫性、実質的に経済的なメリットがあるかどうか、行政との距離感に関する地域の理解等を慎重に見極めたうえで)積極的に受け入れていくこととする。

インドのプロジェクトについては、トラ、ゾウとも、各保護基金への個人寄附の総額の範囲内で行うことを基本としてきたが、3年単位で安定的な支援を行うこととしているため、個人寄付の増減をそのまま支援額に反映させるわけにはいかない。そこで、好機があればこれらのプロジェクトのために内外の助成金を積極的に獲得することとする。また、海外の助成団体の中には、先進国にあって、途上国の特定の団体への寄附実績を持つ団体に対して助成するということもある。新型コロナ禍の中、WTIも予算カットを迫られる状況にあるので、JTEFにとって欠くことのできない現地パートナーであるWTIが安定して存続できるよう、このような助成金を活用して、JTEFの中央インド、南インドのプロジェクト以外のWTIの活動についても緊急的に支援を行っていく。

これに加えて、バーチャルなマーケティング・コミュニケーションによる資金獲得を、団体をあげて積極的に行っていく必要がある。

7 事務局体制

- ・本部については、次の体制を維持する。

理事長（主な担当業務：生息地支援、教育・普及、広報、財務）

事務局長（主な担当業務：生息地支援、政策提言、広報、財務）

総務担当（総務、経理、会員管理、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）

事業・広報担当（教育・普及を中心とした事業、広報、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）

- ・西表島支部については、従来、次のとおり支部事務局長一人の体制であった。

支部事務局長（主な担当業務：イリオモテヤマネコ関係事業全般、広報、財務）

しかし、これまで行ってきた夜間パトロールやヤマネコのいるくらし授業等のルーティンとなっている活動を継続しつつ、そのすそ野を広げ、内容もより充実させるためには、業務量の増大は避けられない。また、沖縄県のNPOとして独立することを考えた場合、それに伴う業務量がさらに拡大すると見込む必要がある。したがって、西表島における事務局体制の強化は必須であり、具体的には、(フルタイムかパートタイムかは別として)最低1名のスタッフの確保が必要である。

現在、新型コロナ蔓延により島内の経済活動が不安定となっているが、このような時期に有望な人材が島から流出してしまう前にアプローチし、将来的に事務局へ迎え入れることを目指す。

以上

「野生生物保護」と「野生生物保護活動」に関する考え方

「野生生物保護」とは、自然生態系の中で進化し続ける*ための生存と繁殖が健全に営まれている（種の）野生個体群が、歴史的な自然分布域の中に十分な数だけ確保されるよう、直接的または間接的な人為的脅威を除去するプロセスまたはそれが除去された状態をいう。

*自然な進化の先には（人為的にではなく）種の寿命を全うしての絶滅がある。

【野生生物保護実現に向けた理念】

人間の存在を前提にする以上、人間が自らのふるまいを制御することで、抑制されている野生生物の自然な進化を解き放つことが、「野生生物保護」を実現する唯一の道である。つまり、「野生生物保護」は、人間がそのふるまいを自己調節する結果として、野生生物が人間と「共」に地球上に「存」在するという形で実現する。

したがって、状態としての「野生生物保護」は、「人と野生生物との共存」という標語で表現することもできる。だが、単純に「野生生物保護」を「人と野生生物との共存」と言い換えてしまうと、プロセスとしての「野生生物保護」（人為的脅威の除去）の意義が忘れられがちになる。「野生生物保護」の実現にとって重要なのは、人間が積極的に人為的脅威の除去を行うというプロセスであって、共存は（人間の存在を前提とするが故の）結果に過ぎない。

今日では、「人と野生生物との共存（共生）」が、多くの自然保護をめざす非営利組織ばかりでなく企業や政府にとっての目標ともなっている。しかし、そこに込められた理念には、それぞれの間にながらぬ違いがある。これは、プロセスとしての「野生生物保護」（人為的脅威の除去）の重視の程度に差があることによる。（一般論としてはともかく）具体的な事例において、行政、企業、大規模な非営利組織が、人間社会がその時々都合により妥協できる範囲の「容赦」を恩恵的に野生生物に与えればよいと言わんばかりの行動をとることがしばしばみられる。これは、自らのふるまいを調節することへの消極的な志向を示している。その根本には、野生生物を人間が利用すべき資源、またはその時代、時代の人間社会にとって好ましい環境の一要素となりうる物、としかとらえない見方がある。

これに対し、JTEF は野生の生きものの立場に立って物事を考えることで「野生の世界をそっと大切に」というように、相手方（野生の生きもの）を尊重する意識をもった上で、人間のふるまいを積極的に調整することを「野生生物保護」実現の理念とする。それは、プロセスとしての「野生生物保護」を融通無碍にせず、厳格に考える立場ともいえる。

【野生生物保護活動の体系的構成】

JTEF は、上記の理念のもとに、個別の問題に応じて人間社会のあらゆる仕組みを戦略的に活用し、人間社会の豊かさにも寄与するように工夫を重ねつつ、人間社会による野生生物に対する積極的譲歩を具体化するための「野生生物保護活動」を行う。

「野生生物保護活動」は、生息域内の野生個体群が進化の過程にしたがって存続していくことを妨げる、直接的または間接的な人為的脅威を除去する活動と定義できる（いわゆる「生息域外保護」の実践も、究極的には上記の活動の一環ととらえられるもののみが、「野生生物保護活動」として正当化されると考えられる）。そのうち狭義の「野生生物保護活動」は、生息域内（およびその周縁部）で生じている人為的脅威の除去に直接向けられるものを指す。

JTEF は、トラ保護基金、ゾウ保護基金、イリオモテヤマネコ保護基金の 3 つの基金から構成されているが、そのいずれについても、①生息地における野生生物保護活動、②生息地外における野生生物保護に関する教育・普及、③野生生物保護に関する政策提言、そして①～③のために直接必要な調査研究を行っている。このうち、①が狭義の「野生生物保護活動」であり、これに②および③（①～③に直接必要な調査研究を含む）を加えたものが広義の「野生生物保護活動」である。（広義の）「野生生物保護活動」は、（必ずしも一つの組織がその全体を網羅している必要はないが）確固たる理念のもとに体系的に実施されることが必要である。

別紙 2

頂いた寄附の使い方

寄附金は、実施する意義の大きい支援プログラムのために使います。

- 野生生物保護についての考え方にそくしたプログラムを行ないます。
- 支援プログラムは、実際に保護の効果が見込めるものとします。
例：生息地を管理する行政機関や地域住民の理解・協力を組み込んだプログラム
- 指標とする野生生物（たとえばトラ）の全体から見ても重要といえる生息地に支援します。
例：トラの生息地が各生息国で消滅しつつ中でまとまりのある森林が残されている中央インド
- JTEF 自身で行なう必要がある、と考えられるものに支援します。
例：有名でない、辺境にあるなど様々な事情で先行的な保護活動があまり行なわれておらず、より大きな国際団体などが手をさしのべていないが、重要な生息地である場合
例：他の団体などの支援を待てない緊急性がある場合

寄附金は、確実に支援プログラムのために使います。

- 支援プログラムは、現地の協働パートナーの意見を尊重しながら密なコミュニケーションをとり、共同作業で計画、さらに実施状況を継続的に確かめ合います。
- JTEF への寄附者に対し、寄附金の使途やプログラムの実施状況について十分な情報が提供できるよう、現地視察を含めた現地からの情報収集を重視します。
- 可能な限り管理費を切り詰め、寄附金が事業費（支援プログラムや国内における政策提言や普及啓発活動）に回るようにします。
例：事務局に常駐するのは、有給職員 2 名の他、無給の理事長、事務局長理事ですが、経験豊富で有能な 20 名以上のボランティア・スタッフが、それぞれの得意分野で、財務、広報、地方での普及啓発、外国語翻訳などを担っています。
- JTEF の収支は、NPO 法人全体としてはもちろん、トラ、ゾウ、イリオモテヤマネコごとに、詳細な年次報告を行ないます。